

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例
に関する法律を廃止する等の法律案要綱

一 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の廃止

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律は、廃止すること。
(第1条関係)

二 平成30年度における特例公債の発行等

1 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成30年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。
(第2条第1項関係)

2 1による公債の発行は、平成31年6月30日までの間、行うことができることとし、同年4月1日以後発行される当該公債に係る収入は、平成30年度所属の歳入とすること。
(第2条第2項関係)

3 政府は、1の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこと。
(第2条第3項関係)

4 政府は、1により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。
(第2条第4項関係)

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は、平成30年4月1日から施行すること。
(附則第1項関係)

2 平成29年度の一般会計の歳出の財源に充てるための公債の発行及び発行した当該公債について所要の経過措置を設けること。

(附則第2項及び第3項関係)